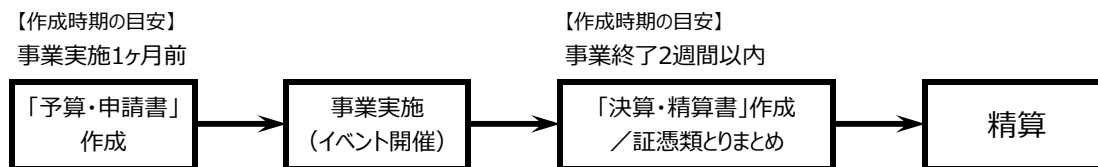


事業費使用と広報に関する手続きマニュアル

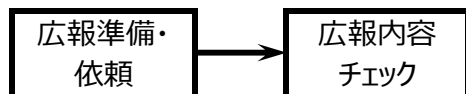
このマニュアルは、委員会・FG等の事業ユニットに計上された予算使用申請時、事業実施時、事業終了報告の各種手続きとイベント告知等の広報手続きを適切に実施していただくためにとりまとめたものです。

手続き前に、ご一読いただきますようお願いいたします。（ご不明な点は、支援機構内事務局までお問い合わせください。）

事業費使用手続きの流れ



広報手続きの流れ



連絡先

事務局長： generalsecretary.apstj@gmail.com

支援機構内事務局： apstj@asas.or.jp

〒112-0012

東京都文京区大塚5-3-13 学会支援機構内 日本薬剤学会事務局

予算使用の申請について

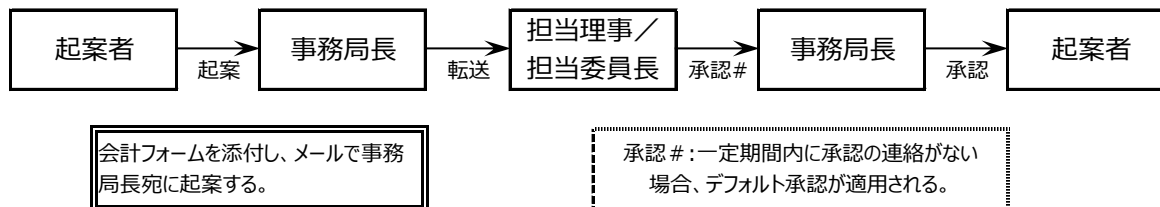
1 会計フォーム*の「予算・申請書」シートに収益・費用の見込み額を計上してください。（入力には網掛けのないセルのみです。）

* 日本薬剤学会ホームページの「各種フォーム」よりダウンロードしてください。

<http://www.apstj.jp/adm-forms>

2 会計フォーム（「予算・申請書」シート入力済み）を添付し、事務局長までメールで起案してください。

（→事務局長と担当理事／委員長により決済が承認されると、予算の使用が可能となります。）



<CHECK>

- ✓ 演者の旅費交通費・諸謝金は税込額で計上していますか？
- ✓ 演者の旅費交通費と謝金の税込額は、**旅費交通費と謝金の合計金額に(1+源泉税率)(※1)を乗じて算出**していますか？

(※1) **国内居住者：10.21%、海外居住者：20.42%** を源泉所得税として徴収

<算出例> 謝礼3万円を支給する場合

税込謝金額	¥33,411 ←支給額からの算出：¥30,000÷0.8979 (※2)
源泉所得税額	¥3,411 ←税込謝金額からの算出：¥33,411×10.21% (※3)
支給額	¥30,000

(※2) 海外居住者の場合には、「税込謝金額=支給額÷0.7958」で算出

(※3) 海外居住者の場合には、「源泉所得税額=税込謝金額×20.42%」で算出

⇒ 別紙「源泉所得税早見表」参照

- ✓ 必要な仮払金を、シート下方の【仮払申請額】に計上していますか？（学会からの仮払金を希望される場合のみ）

<注意点>

- ◎ 旅費交通費・諸謝金について、演者への支払いは課税扱い、委員・スタッフへの支払いは原則不課税扱いとなります。
- ◎ 委員・スタッフへの旅費交通費につき、源泉税不課税とする場合には、交通機関（在来線・路線バス各普通運賃以外）の領収書原本の提出が必要となります。
- ◎ 演者への旅費交通費・諸謝金は源泉税課税のため交通機関の領収書原本の提出は不要ですが、納税にあたり、旅費交通費・謝金の領収書に受領者の署名以外に自宅住所の記載が必要となります。
- ◎ 事業実施にあたり、学会からの仮払金を希望される場合は、「予算・申請書」シート下方の予算執行申請書において、【仮払申請額】部分に必要な仮払金額を計上し、予算使用申請とあわせて支援機構内事務局まで仮払送金先の口座情報**をお知らせください。 ** 金融機関名／支店名／口座種別（普通 or 当座）／口座番号／口座名義口

事業実施時の出納について

- 1 全ての支出に対して、証憑（領収書・レシート・振込依頼の控）を取得してください。
- 2 領収書の発行が必要な場合（例：現金で参加費の徴収を行う）、委員長（代表世話人、リーダー）名義のものを使用してください。市販の領収書をご使用いただいて構いません。印鑑は個人印でも構いませんが、ユニット印をご用意されることをお勧めします。

<CHECK>

- ✓ 業者から発行された領収書宛名には、「日本薬剤学会」の名称が含まれていますか？
- ✓ 個人宛に発行した領収書に金額修正はありませんか？
- ✓ 個人宛に発行した領収書（源泉税課税の場合）に、受領者のサインと自宅住所の記載がありますか？
- ✓ 個人宛に発行した旅費交通費の領収書（源泉税不課税の場合）に、交通機関の領収書原本が貼付されていますか？

<注意点>

- ◎ 業者等への支払いにより受け取る領収書の宛名は「公益社団法人日本薬剤学会」あるいは「日本薬剤学会」と指定してください。（宛名が、委員会名・FG名単独の領収書はお引き受けいたしかねます。委員会名・FG名を入れる場合には、「日本薬剤学会」との併記にしてください。）
- ◎ 個人への支払いの場合、日本薬剤学会ホームページの「各種フォーム」*より、支出内容に応じた領収書のテンプレート***をダウンロードし、受領者の署名をいただってください。

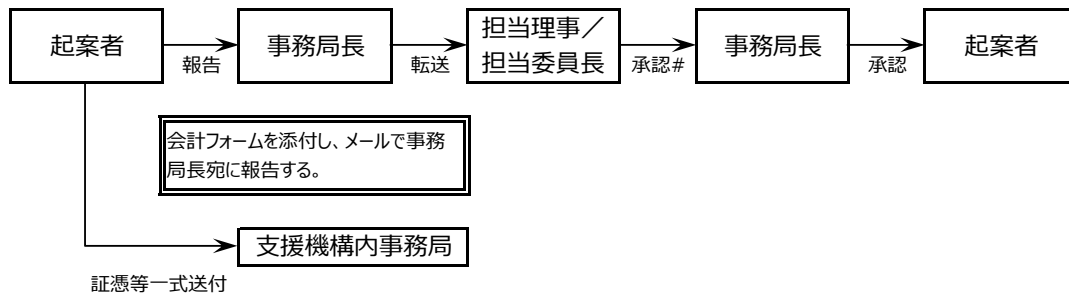
* <http://www.apstj.jp/adm-forms>

種類	内容	主な用途
領収書（一般）	汎用のテンプレート	日額9,300円未満のアルバイト代など
領収書（演者謝礼・旅費、委員謝礼）	課税対象となる場合のテンプレート	演者謝礼・旅費、委員謝礼
領収書（委員・スタッフ旅費）	不課税／非課税の場合のテンプレート	委員・スタッフ旅費

- ◎ 領収書テンプレートの金額は手書きでも構いませんが、金額が修正された領収書は無効です。

事業終了の報告について

- 1 会計フォームの「決算・精算書」シート****に収益・費用の実績額を計上してください。（入力には網掛けのないセルのみです。）
**** 予算使用申請時に使用した会計フォームの「決算・精算書」シートを使ってください。
予算額の列には「予算・申請書」シートに計上した金額が転記されています。
- 2 会計フォーム（「決算・精算書」シート入力済み）を添付し、事務局長までメールで報告してください。
（→事務局長と担当理事／委員長による確認後、精算手続きに移行します。）
取得した証憑等の一式は、支援機構内事務局まで送付してください。



<CHECK>

- ✓ 演者の旅費交通費・諸謝金は税込額で計上していますか？
- ✓ 演者の旅費交通費と謝金の税込額は、旅費交通費と謝金の合計金額に（1+源泉税率）（※1）を乗じて算出していますか？

（※1）国内居住者：10.21%、海外居住者：20.42%を源泉所得税として徴収

<算出例> 謝礼3万円を支給する場合

税込謝金額	¥33,411	← 支給額からの算出：¥30,000 ÷ 0.8979（※2）
源泉所得税額	¥3,411	← 税込謝金額からの算出：¥33,411 × 10.21%（※3）
支給額	¥30,000	

（※2）海外居住者の場合には、「税込謝金額 = 支給額 ÷ 0.7958」で算出

（※3）海外居住者の場合には、「源泉所得税額 = 税込謝金額 × 20.42%」で算出

⇒ 別紙「源泉所得税早見表」参照

- ✓ 源泉税額を、シート下方の【源泉税相当額】に計上していますか？
- ✓ 現金剰余額が生じている場合に、振込手数料を雑費に計上していますか？
- ✓ 「決算・精算書」シートに計上した金額と証憑の金額が一致していますか？

<注意点>

- ◎ 源泉税の納税は学会事務局にて対応しますので、「決算・精算書」シート下方の立替金精算書において、【源泉税相当額】部分に旅費交通費・諸謝金にかかる源泉税額総計を計上してください。
- ◎ 剰余額が生じた場合には、日本薬剤学会の口座*****へお振込みいただくこととなりますので、予め振込手数料を雑費に計上してください。
***** 三菱東京UFJ銀行 江戸川橋支店 普通1175226 公益社団法人日本薬剤学会
- ◎ 立替額が生じた場合には、日本薬剤学会より不足額を補填しますので、振込先口座情報**をお知らせください。
** 金融機関名／支店名／口座種別（普通 or 当座）／口座番号／口座名義

広報関係の手続き方法

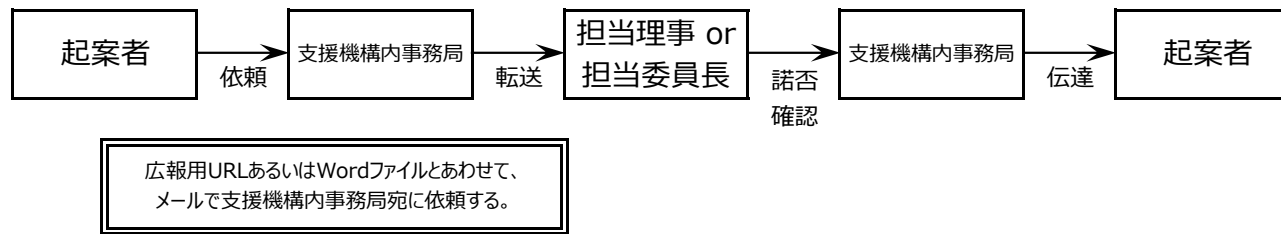
1 日本薬剤学会ホームページへの掲載依頼について

広報用URL、あるいは他イベントの例を参考に作成したWordファイルを準備の上、支援機構内事務局までメールで依頼してください。担当委員長に諾否を確認の上、支援機構内事務局にて対応いたします。

2 日本薬剤学会会員へのEmail配信依頼について

配信内容（件名、メール本文、（必要に応じて添付ファイル））を準備の上、支援機構内事務局までメールで依頼してください。1週間程度で配信が可能です。

↓ ホームページ掲載／Email配信の依頼フロー



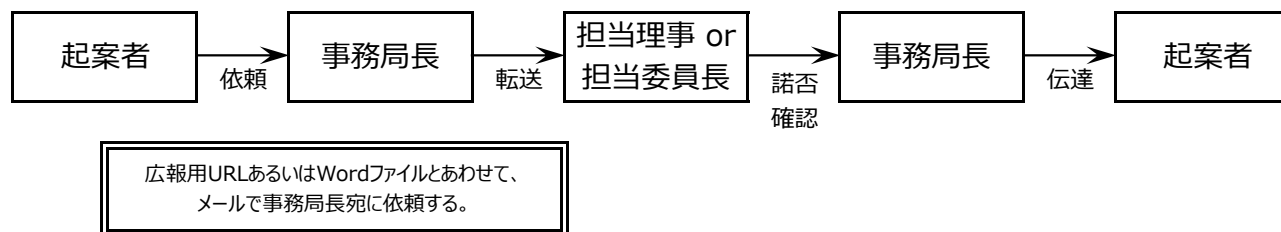
3 共催・協賛・後援依頼について

イベント会期・内容を明記（広報用URL、PDF添付でも可）の上、事務局長までメールで依頼してください。担当理事に諾否を確認し、結果をお知らせします。

※ユニット単独で主体となって他団体の共催・協賛・後援をする場合は、担当理事までご相談ください。

他団体への共催・協賛・後援については、原則として、日本薬剤学会が主体となります。

↓ 共催・協賛・後援の依頼フロー



4 他学会のホームページ等、学会の管理する媒体以外での広報は、事業ユニット内で随時行っていただいて構いません。

その際、文責は委員長（代表世話人、リーダー）としてください。

【参考】 源泉所得税早見表

国内講演者への旅費・謝金（源泉所得税率10.21%）

（注）税込額の計算式 = 支給額 ÷ 0.8979

支給額	税込額	源泉所得税	支給額	税込額	源泉所得税
10,000	11,137	1,137	180,000	200,467	20,467
15,000	16,705	1,705	185,000	206,036	21,036
20,000	22,274	2,274	190,000	211,604	21,604
25,000	27,842	2,842	195,000	217,173	22,173
30,000	33,411	3,411	200,000	222,741	22,741
35,000	38,979	3,979	205,000	228,310	23,310
40,000	44,548	4,548	210,000	233,879	23,879
45,000	50,116	5,116	215,000	239,447	24,447
50,000	55,685	5,685	220,000	245,016	25,016
55,000	61,254	6,254	225,000	250,584	25,584
60,000	66,822	6,822	230,000	256,153	26,153
65,000	72,391	7,391	235,000	261,721	26,721
70,000	77,959	7,959	240,000	267,290	27,290
75,000	83,528	8,528	245,000	272,858	27,858
80,000	89,096	9,096	250,000	278,427	28,427
85,000	94,665	9,665	255,000	283,995	28,995
90,000	100,233	10,233	260,000	289,564	29,564
95,000	105,802	10,802	265,000	295,133	30,133
100,000	111,370	11,370	270,000	300,701	30,701
105,000	116,939	11,939	275,000	306,270	31,270
110,000	122,508	12,508	280,000	311,838	31,838
115,000	128,076	13,076	285,000	317,407	32,407
120,000	133,645	13,645	290,000	322,975	32,975
125,000	139,213	14,213	295,000	328,544	33,544
130,000	144,782	14,782	300,000	334,112	34,112
135,000	150,350	15,350	305,000	339,681	34,681
140,000	155,919	15,919	310,000	345,250	35,250
145,000	161,487	16,487	315,000	350,818	35,818
150,000	167,056	17,056	320,000	356,387	36,387
155,000	172,625	17,625	325,000	361,955	36,955
160,000	178,193	18,193	330,000	367,524	37,524
165,000	183,762	18,762	335,000	373,092	38,092
170,000	189,330	19,330	340,000	378,661	38,661
175,000	194,899	19,899	345,000	384,229	39,229

海外講演者への旅費・謝金（源泉所得税率20.42%）

（注）税込額の計算式 = 支給額 ÷ 0.7958

支給額	税込額	源泉所得税
100,000	125,659	25,659
150,000	188,489	38,489
200,000	251,319	51,319
250,000	314,149	64,149
300,000	376,979	76,979
350,000	439,808	89,808
400,000	502,638	102,638
450,000	565,468	115,468
500,000	628,298	128,298
550,000	691,128	141,128
600,000	753,958	153,958
650,000	816,788	166,788
700,000	879,617	179,617
750,000	942,447	192,447
800,000	1,005,277	205,277
850,000	1,068,107	218,107
900,000	1,130,937	230,937
950,000	1,193,767	243,767
1,000,000	1,256,597	256,597